（衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表／北海道公報掲載）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第１項の規定に基づき、令和８年２月８日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第１項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和８年９月１日

北海道選挙管理委員会委員長　　大　崎　誠　子